

島交規甲第624号

平成29年12月20日

保存期間	10年
------	-----

関係所属長 殿

最終改正 令和元年9月27日

島根県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の細部事項について（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号、以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長が行う保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）、保管場所の変更の届出（以下「保管場所変更届出」という。）、保管場所標章の交付の申請（以下「保管場所標章交付申請」という。）及び保管場所標章の再交付の申請（以下「保管場所標章再交付申請」という。）（以下「保管場所証明等」という。）の事務については、自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について（平成29年12月20日島交規甲第623号本部長例規通達。以下「例規通達」という。）により平成30年1月4日から運用するが、その細部事項については下記のとおりとするので、事務処理に遺漏なきようにされたい。

## 記

### 1 事務担当

保管場所証明等の事務は、警察署及び広域交番（雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番をいう。以下同じ。）（以下「警察署等」という。）で取り扱うが、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）を利用した保管場所証明の申請等については広域交番においてその処理を行わないこととする。

また、軽自動車に係る保管場所届出は、平成12年6月1日における松江市の区域以外の地域に使用の本拠の位置がある自動車の保有者については適用されないので誤らないこと。

### 2 簿冊の備え付け

警察署等に次に掲げる簿冊を備え付け管理すること。

#### (1) 関係簿冊

ア 自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿（別記様式第1号）

- イ 自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿（別記様式第2号）
- ウ 軽自動車保管場所届出処理簿（別記様式第3号）
- エ 郵送による自動車保管場所届出処理簿（別記様式第4号）
- オ 保管場所標章管理台帳（別記様式第5号）

(2) 幹部による確認

処理簿等については、毎月1回以上、交通幹部による確認を行うこと。

3 申請書等の記入要領等

(1) 共通事項

ア 申請者等の氏名欄

申請者等が法人であるときは、その名称及び代表者を記入すること。

イ 自己単独所有・その他欄

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書に添付する「自動車の保有者が当該申請（届出）に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面」がどのようなものかを明らかにするため、申請者又は届出者に欄外の「自己単独所有・その他」のいずれかに○印を付けさせること。

ウ 連絡先欄

保有者が、保有者本人以外の者の協力を得て申請又は届出をする場合は、申請書等及び添付書面の内容について確認を行う場合の当該連絡を円滑に行うため、その者の氏名及び電話番号を記入させること。

(2) 自動車保管場所証明申請書及び保管場所標章申請書

ア 車台番号欄

申請時に車台番号が確定しないため、自動車保管場所証明申請書及び保管場所標章交付申請書の車台番号を空欄のままで行った申請については、有効なものとして受理することは差し支えない。ただし、自動車保管場所証明書、保管場所標章及び通知書の交付は、車台番号が記入されてから行うこと。

イ 自動車登録番号欄

自動車登録番号は、登録の処分を受けた後、保有者の協力を得て、電話、口頭等により連絡を受けて記入すること。

(3) 自動車保管場所届出書

ア 車台番号欄

車台番号については、届出の時点で記入させること。

イ 自動車登録番号等欄

自動車登録番号又は車両番号については、届出の時点で記入させ、又は届出の後、保有者の協力を得て、電話、口頭等により連絡を受けて記入すること。

ウ 変更前の保有場所位置欄

変更届出をする新保有者が、変更前の保管場所の位置を知り得ない場合は、変更前の保管場所の位置の欄には、既に表示されている保管場所標章に記載されている保管場所の位置及び保管場所標章を交付した警察署長を記入させること。

#### 4 添付書面

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書に添付する書面は、次のとおりとする。

(1) 保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面

ア 保管場所が当該自動車の保有者が保有又は管理する土地又は建物である場合  
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（例規通達別記様式第1号）

イ 保管場所が当該自動車の保有者の保有又は管理する土地又は建物でない場合

ア 駐車場賃貸借契約書の写し（契約期間が申請、届出以降1か月以上のもの）

イ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合、駐車場を賃借しているのであれば、  
通常、有している駐車場料金の領収書等

ウ 保管場所使用承諾証明書（例規通達様式第2号）（使用期間が申請、届出  
時以降1か月以上のもの）

エ 当該保管場所が、住宅供給公社等の法人である場合であって、アからウま  
までによることができないときは、当該公法人等の発行する確認証明書

(2) 保管場所のある土地又は建物を共有している場合

共有者からの保管場所使用承諾証明書（使用期間が申請、届出時以降1か月以  
上のもの）（例規通達様式第2号）

(3) 疎明できるその他の書面等

ア 申請者等の住所と使用の本拠の位置が違う場合など、自動車保管場所証明申  
請書等の申請者等住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認しようとする  
ときは、公共料金の領収書、住民票の写し、印鑑証明書等を添付させるものと  
する。

イ 保管場所として使用する権限を有するか否かを確認するときは、当該土地又  
は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し等を添付させるものと  
する。

(4) 保管場所の所在図（例規通達様式第3号）

ア 手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその  
間の距離を明記させること。

イ 保管場所の付近の道路及び目標となる建物が確認できるのであれば、市販等  
の地図の写しでもよいこととし、この場合において、使用の本拠の位置及び保  
管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。

ウ 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合には、配置図に  
保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば、所在  
図を別に作成する必要はないものとする。

(5) 保管場所の配置図（例規通達様式第3号）

ア 保管場所にあっては、その平面の寸法、接する道路の幅員、保管場所の入口  
及び周辺の建物を明記させること。

イ 方位、縮尺の明記は、要しないものとする。

(6) 複数自動車の申請等の場合の書面

申請書等の表示上同一の保管場所の位置にあることとなる保管場所について、複数の自動車を保管することを内容とする申請（届出）が同時になされるものについては、添付する保管場所使用権原疎明書面（所在図・配置図を含む。）は1通でよいものとする。

5 書面による保管場所証明の申請等

(1) 保管場所証明の申請

ア 受理

取扱担当者は、次の点について点検し、不備がなければ受理すること。この場合において、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記載すること。

- (ア) 保管場所の位置を管轄する警察署長に対して行われたものであること。
- (イ) 申請に係る自動車が法第4条の規定の適用を受ける自動車に該当すること。
- (ウ) 政令附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置があること。

イ 審査

保管場所証明の申請について、次に掲げる事項を審査し、適否を判断すること。

- (ア) 保管場所の位置と使用の本拠の位置との間が直線距離で2キロメートルを超えないものであること。
- (イ) 当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入りできること。
  - a 保管場所に通じる道路における申請に係る自動車の通行が、車両制限令（昭和36年政令第265号）に定める幅の制限等に抵触しないこと。
  - b 保管場所に通じる道路について道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないこと。ただし、公安委員会が規制の対象から除外し、又は警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められる場合を除く。
  - c 保管場所が他の法令により自動車が進入することが禁止されている場所でないこと。
- (ウ) 当該自動車の全体を収容することができるものであること。
  - a 保管場所が商品置場、倉庫、作業所等他の目的に使用されている等、実質的に保管場所として使用することができないものでないこと。
  - b 保管場所として使用することが他の法令等の規定に違反しないこと。
- (エ) 当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

ウ 自動車保管場所証明書の交付

審査の結果、申請に係る保管場所が保管場所として証明するのに適していると認めるときは、速やかに自動車保管場所証明書を申請者に交付すること。そ

の際、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記入するとともに、受領者から受領印又は署名を徴して交付状況を明確にすること。

#### エ 保管場所証明の申請の却下

取扱責任者等は、書面申請による保管場所証明を不可とする場合は、証明書欄の右上部に「不可」と記載して交付すること。この場合、「自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。」の記載を二重線で抹消し、「不可 この申請に係る保管場所は、要件（ ）を満たしていないため。」と書き換えることとし、括弧内には保管場所の要件を満たしていない理由を具体的に記載すること。

なお、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記入するとともに、受領者から受領印又は署名を徴して交付状況を明確にすること。

#### オ 留意事項

(7) 島根県警察自動車保管場所管理システム（以下「システム」という。）により保管場所を照合した結果、当該保管場所について疑義が生じた場合は、申請者、保管場所の所有者又は管理者に対して必要な確認を行うこと。

(イ) 1通の申請書で、複数の自動車の申請は認めないこと。

(ウ) 保管場所としての要件を明らかに欠くもの又は必要な書面が添付されていない場合は、その理由を説明して受理しないこと。ただし、書面の軽微な記載誤りで、その場で訂正できるものについては、押印（署名されている場合は署名）により訂正させた上で受理すること。

### (2) 保管場所標章交付申請

#### ア 受理

取扱担当者は、保管場所標章交付申請書について、保管場所証明の申請時に点検し、受理すること。

#### イ 申請内容の訂正

申請内容を訂正する場合は、訂正箇所申請者の押印（申請者の署名がされている場合は、申請者の署名。）をすること。ただし、保管場所標章交付通知書（規則別記様式第4号）及び保管場所標章（規則別記様式第5号）（以下「標章等」という。）の交付後の訂正は認めないこと。

#### ウ 通知書等の交付

自動車の保管場所が確保されていると認めるときは、標章等を速やかに申請者に交付すること。この場合において、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記入するとともに、受領者から受領印又は署名を徴して交付状況を明確にすること。

### (3) 申請内容の訂正

ア 申請の内容を訂正する場合は、訂正箇所申請者等の押印（申請者の署名がされている場合は、申請者の署名。）により行うことができる。ただし、自動車保管場所証明書、標章等の交付後はこれを認めないこと。

イ 交付する自動車保管場所証明書及び保管場所標章交付通知書の訂正箇所には、警察署長の職印を押すこと。ただし、欄外の自己単独所有・その他等の欄については不要である。

## 6 OSSを利用した保管場所証明の申請等

### (1) 受理

取扱担当者は、OSSを利用してシステムに到達した保管場所証明の申請について、次の点を点検すること。この場合において、自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿に所要事項を記入すること。

ア 保管場所が島根県内の他の警察署の管轄区域であるときは、システムによりOSSを利用して、管轄の警察署に速やかに転送するとともに、当該警察署の取扱担当者へ確実に連絡すること。

イ 申請内容に不備がある場合は、システムによりOSSを利用して、速やかに補正事項を通知すること。その際、申請者において補正が必要な内容を正しく理解できるよう、具体的な表現で通知すること。

ウ 申請内容を補正することができる期間は、補正を通知した日の翌日から5日間（土日、祝祭日、年末年始を除く。）とする。

### (2) 登録情報処理機関に対する車台番号の照会

ア 車台番号が確定していない申請の送信を受けた場合は、当該申請に係る審査の過程において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第96条の2に規定する登録情報処理機関に照会して入力すること。

イ 登録情報処理機関に対する車台番号の照会が行える期間は、登録情報処理機関側のシステムの設定上、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間（土日、祝祭日を含む。）とされているので留意すること。

### (3) 審査

5の(1)イによる。

### (4) 保管場所証明の通知

審査の結果、自動車の保管場所として確保されていると認めたときは、取扱責任者は、職責証明書格納媒体（以下「ICカード」という。）により電子署名を付し、システムによりOSSを利用して保管場所証明を通知すること。この場合において、自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿に所要事項を記入すること。

### (5) 保管場所証明の不可

取扱責任者は、次の事項のいずれかに該当するときは、保管場所証明を不可とすることとし、ICカードにより電子署名を付し、システムによりOSSを利用して不可である旨を申請者に通知すること。この場合において、自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿に所要事項を記入すること。

ア 保管場所が確保されていると認めることができないとき。

イ (1)のイにより、補正すべき事項を通知した場合において、補正されなかったとき。

ウ (2)により、車台番号を照会した場合において、回答がなされなかったとき。

エ その他、システムによりO S Sを利用して補正を依頼することができない事項があるとき。

(6) 自販連による代行

社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）は、行政書士法等の規定により業として電磁的記録を作成することができるが、通知申請の手続においては、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項の入力に限られており、業として、使用権原疎明書面、所在図及び配置図に係る電磁的記録の作成を行うことはできないので留意すること。

(7) 保管場所標章交付申請

ア 受理

取扱担当者は、保管場所標章交付申請について、システムによりO S Sを利用して保管場所証明を通知後、受理すること。

イ 通知書等の交付

O S Sを利用してシステムに到達し受理した保管場所標章交付申請において、受領場所を警察本部とする場合の取扱いは次のとおりとすること。この場合において、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記入すること。

(7) 取扱担当者は、標章等に保管場所標章等確認書（別記様式第6号。以下「確認書」という。）2部を添えて、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に送付すること。この場合において、確認書は、個人による申請、行政書士又は代理申請機関による申請ごとに作成すること。

(4) 送付を受けた交通規制課は、送付された標章等を点検した上で、送付された確認書に点検者が押印し、標章等を交付すること。

(7) 交付の際、確認書に受領者から受領印を徴し、確認書1部を警察署に返送すること。なお、自販連への交付は、自販連が手配する配送事業者を介して交付すること。

(8) 留意事項

ア 申請状況の到達確認の励行

取扱担当者は、申請等の到達確認を励行し、交付手続の遅延を招かないよう配慮すること。

イ システムにより保管場所を照合した結果、当該保管場所について疑義が生じた場合は、申請者、代行者、保管場所の所有者又は管理者に対して必要な確認を行うこと。

ウ 本部主管課による処理状況の点検

交通規制課は、警察署等における処理状況を確認し、処理の遅延等を認めた場合は、当該警察署等に対して必要な是正を求めること。

7 保管場所届出及び保管場所変更届出

(1) 受理

取扱担当者は、次の点について点検し、不備がなければ受理すること。この場合において、それぞれの処理簿に所要事項を記載すること。

ア 保管場所の位置を管轄する警察署長に対して行われたものであること。

イ 届出に係る自動車が法第5条、第7条、第13条第3項及び附則第7項の規定の適用を受ける自動車に該当すること。

ウ 軽自動車の届出の場合は、政令附則第2項第2号に規定する地域に使用の本拠の位置があること。

(2) 留意事項

ア システムにより保管場所を照合した結果、当該保管場所について疑義が生じた場合は、届出者、保管場所の所有者又は管理者に対して必要な確認を行うこと。

イ 1通の届出書で、複数の自動車の届出は認めないこと。

ウ 保管場所としての要件を明らかに欠くもの又は必要な書面が添付されていない場合は、その理由を説明して受理しないこと。ただし、書面の軽微な記載誤りで、その場で訂正できるものについては、押印（署名されている場合は署名）により訂正させた上で受理すること。

(3) 保管場所標章交付申請

5の(2)による。

(4) 届出等内容の訂正

5の(3)による。

8 郵送による保管場所届出

(1) 郵送による保管場所届出の方法

届出者は、自動車保管場所届出書及び必要な添付書面並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書を封書に同封し、郵送により保管場所を管轄する警察署長に提出して行うことができる。

(2) 受理

7の(1)による。

(3) 留意事項

ア 保管場所標章交付申請書が誤って郵送されたときは、同申請書については、届出者の来署時に返還し、あらためて提出させること。

イ 届出者が管轄する警察署を誤って郵送してきたときは、遅滞なく管轄の警察署に転送すること。

(4) 保管場所標章交付手続の通知

取扱責任者等は、届出者が同封した返信用葉書に、自動車保管場所届出についてのお知らせ（別記様式第7号）を参考に、当該届出に係る保管場所標章交付手続のために届出者の来署を求める旨を記載した通知書により、届出者に返送すること。また、不受理とした場合は、その理由及び訂正のために届出者の来署を求める旨を通知書に記載して、届出者に返送すること。

(5) 保管場所標章交付申請

取扱責任者等は、通知書により来署した届出者から保管場所標章交付申請書の提出を求め、これを確認した後、標章等を交付すること。また、不受理とした届出者に対しては、来署時に自動車保管場所届出書等を訂正等させた上で、同様の措置を取ること。

## 9 保管場所標章等の再交付

### (1) 保管場所標章再交付申請

ア 再交付は、申請内容に変更がないことを確認の上、再交付申請書を受理すること。この場合において、汚損等により標章の現物が存在するときは、その標章を添付させること。

イ 取扱責任者は、受理した保管場所標章再交付申請書に基づき、保管場所標章番号通知書及び保管場所標章を交付すること。この場合において、交付済みの自動車保管場所標章番号の末尾（再交付回数）を変更して交付すること。

ウ 保管場所標章を再交付した場合は、先に交付した「控」の欄外及びそれぞれの処理簿の備考欄に再交付である旨を記入し、経過を明らかにしておくこと。

エ 再交付申請に係る理由は、次に掲げるものとする。

(ア) 保管場所標章が滅失したとき。

(イ) 保管場所標章が損傷したとき。

(ウ) 保管場所標章の識別が困難となったとき。

(エ) 自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれたとき。

(オ) 保管場所標章のはり付けが不完全になったとき。

(カ) その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められるとき。

### (2) 自動車保管場所証明書の再交付申請

ア 再交付は、証明内容に変更がないことを確認の上、新たな申請書を提出させて行うものとする。この場合において、添付書面を省略させ、実地調査を行うことなくすることができる。

イ 証明書の有効期間は、証明の日から40日間とされているので、有効期限を過ぎた再交付申請は受理しないこと。

ウ 再交付する証明書の証明年月日については、先に交付した証明書の証明年月日と同一とすること。

なお、再交付する証明書は、欄外右上部に「再交付」と記載するとともに、再交付した年月日を記載すること。

エ 再交付した場合は、申請書「控」の欄外及びそれぞれの処理簿の備考欄にその旨を記入し、経過を明らかにしておくこと。

## 10 調査の留意事項

(1) 調査は、必ず実地に行くこと。なお、調査を行った場合は、自動車保管場所現地調査結果報告書（別記様式8号）を作成すること。

(2) 現地確認のため他人の土地又は建物に入るときは、身分及び目的を明らかにし、

承諾を得て行い、なるべく申請者又は当該土地・建物の所有者・管理者等の立会いを求めること。

#### 11 手数料の徴収

保管場所証明及び保管場所標章交付（再交付を含む。）の手数料は、警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）に定める手数料を、島根県収入証紙により納付させること。なお、収入証紙は各申請書の定められた場所に貼付させるとともに、収入証紙の消印は、警察署長が申請書を受理した時点で収納印により消印をすること。

#### 12 管理

##### (1) 申請等書面

申請書、届出書、システムからの出力資料、現地調査資料等は、各申請又は各届出ごとに一括し、各警察署において適正に保管管理すること。

##### (2) 保管場所標章

取扱責任者は、保管場所標章台帳により適正に保管管理すること。

#### 13 取扱状況の報告

各警察署長は、毎月の取扱状況を自動車保管場所証明事務等取扱状況報告書（別記様式第9号）により、翌月1日までに交通規制課長に報告すること。

別記様式 [略]